四国地方交通審議会は、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760－0064香川県高松市朝日新町１番30号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　四国運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成28年８月29日

四国地方交通審議会会長　千葉　　昭

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成28年８月18日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成28年８月29日

神戸地方法務局長　森元　利宏

記

氏名　佐竹　　優

所属する司法書士会　兵庫県司法書士会

登録番号　兵庫第550号

事務所の所在地　神戸市西区押部谷町福住628番地の256

違反行為　本人確認義務違反等

証 票 無 効

○　法人・復興特別法人・地方法人・所得・復興特別所得・消費・印紙・地方消費（譲渡割）税に関する質問検査章

平成28年７月11日交付　第平28－000000039号

山形税務署　財務事務官　小林　一重　名義分

平成28年８月４日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

平成28年８月29日　　国　税　庁

公 示 送 達

審査請求人

長野県長野市三輪４－11－３

内山　良子

上記の者に送達すべき審査請求事件平成27年度第2660号に関する決定書の謄本は、埼玉県さいたま市浦和区高砂１－１－１朝日生命浦和ビル３階関東信越厚生局社会保険審査事務室が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

社会保険審査官及び社会保険審査会法第15条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成28年８月29日

社会保険審査官　五十嵐京助

（備考）決定の主文及び年月日

１　決定の主文　この審査請求を却下する。

２　決定年月日　平成28年７月26日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第４３３号

大阪市淀川区東三国２－10－７－408

申立人　内海　榮一

本籍山口県宇部市大字西岐波1385番地、最後の住所兵庫県西宮市里中町２丁目２番４号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日平成28年１月８日、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和２年11月29日、職業不詳

被相続人　亡　内海たま江

兵庫県尼崎市開明町２丁目11番地神鋼建設ビル605号

相続財産管理人　弁護士　川西　絵理

神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２８年（家）第７００６１号

兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目４番17号

申立人　オリーブハイツ土山管理組合

本籍兵庫県明石市大道町１丁目２番地４、最後の住所兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目４番３－512号、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日平成20年12月９日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和22年８月17日、職業不明

被相続人　亡　阪本　　修

事務所兵庫県姫路市三左衛門堀西の町133番地　中野二郎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中野　二郎

神戸家庭裁判所姫路支部

平成２８年（家）第４１９号

兵庫県三田市けやき台４丁目１番地５

申立人　栗田　洋子

本籍兵庫県養父市大屋町宮垣1258番地、最後の住所兵庫県養父市大屋町宮垣1258番地、死亡の場所兵庫県朝来市、死亡年月日平成26年１月12日、出生の場所兵庫県養父郡大屋町、出生年月日昭和２年９月13日、職業無職

被相続人　亡　栗田　重直

事務所兵庫県豊岡市寿町８番30号　ビルやまとら２階豊岡合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　貞夫

神戸家庭裁判所豊岡支部

平成２８年（家）第６３９号

兵庫県淡路市志筑1392番地１　岡野ビル２階

申立人　濵口　雄裕

本籍兵庫県淡路市仁井584番地、最後の住所兵庫県淡路市仁井584番地、死亡の場所兵庫県淡路市、死亡年月日平成28年５月29日、出生の場所兵庫県津名郡仁井村、出生年月日大正15年２月２日、職業無職

被相続人　亡　岡山　　茂

事務所兵庫県洲本市本町６丁目２番17号兵庫シーランドビル５階おのころ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　富本　和路

神戸家庭裁判所洲本支部

平成２８年（家）第６４３号

鳥取県鳥取市西町１丁目210番地　東邦ビル４階弁護士法人ＴＮＬＡＷ支所鳥取総合法律事務所

申立人　谷口麻有子

本籍岐阜県各務原市那加楠町129番地26、最後の住所鳥取県鳥取市雲山126番地５、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成28年４月26日、出生の場所岐阜県稲葉郡那加町、出生年月日昭和34年８月31日、職業不詳

被相続人　亡　筒井　章文

事務所鳥取県鳥取市西町１丁目210番地東邦ビル４階弁護士法人ＴＮＬＡＷ支所鳥取総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口麻有子

鳥取家庭裁判所